さいたま地方裁判所御中

## 福島原発さいたま訴訟(平成 26 年 (ワ) 第 501 号 外 (福島第一原発事故損害賠償請求事件) の公正な判決を求める署名

福島原発事故で故郷を追われ、埼玉県に避難した方々は5千名以上。うち29世帯96名(2020年末)が東電と国を相手どった損害賠償請求訴訟「福島原発さいたま訴訟(略称:福彩訴訟)」をさいたま地裁に提訴しました(2014年3月)。この訴訟は、①国と東電の責任の明確化、②真の生活再建に足る損害賠償請求、③事故の再発防止を目的としています。

「私たちは、何気ない日常を一瞬にして滅茶苦茶にされました。私たち避難者は、避難をしたくてしたのではありません。動きたくもないのに、無理矢理、移動させられたのです。勝手に私たちの生活を奪っておいて、きちんと責任を取ろうとしない、一体、どういうつもりなのでしょうか」

「不自由なく、一生過ごす事が当たり前だったはずの生活を奪われました。この原発事故で、仕事も奪われ住宅ローンの支払も出来なくなり、借金地獄となり、私の人生が変わってしまいました」

「裁判官の皆さんには、どうか想像力を最大限働かせて、この原発で避難を余儀なくされた人の立場に立って、 そして、公正な判断をして欲しいと思います。そしてこのような事故が二度と起こらないようにして欲しい」

以上は、いずれも福彩訴訟の口頭弁論における原告たちの言葉です。

東電が「予測不可能だった」とする津波について、原告弁護団は、入手した東電の内部資料から、東電自身が2008年4月時点で15m超の津波と全電源喪失の可能性を予測し、「津波対策は不可避」としつつ対策を先延ばしにしていた事実を糾明しました。また国も、自らが設置した地震調査研究推進本部の専門家部会がまとめた「長期評価」(2002年)で、三陸沖北部から房総沖での大規模な地震・津波の可能性を予見しながら、東電に対する適切な規制権限を行使しませんでした。

被告の国と東電は、「『津波の予測は不可能だった』『国には津波対策を東電に行わせる権限がなかった』等と弁解し、賠償責任を否定し続けています。私たちは、貴裁判所が、原告の被った被害と苦しみ、そして強い思いを真っ正面から受け止め、適正かつ迅速な審理をおこない、公正で正義にかなった判決を下すことを強く求めます。

氏名	住 所

- ※この用紙をそのままファックスして下さい。
- ※ゴム印のご使用はお控えください。

埼玉県保険医協会

FAX048-824-7547

〒 330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 4-2-2 アンリツビル 5F TEL: 048-824-7130